認知症のご家族を介護する方々へ

認知症は、誰もがかかる可能性のある脳の病気です。

不安や悩みを抱え込まないで、周囲に相談したり、公的サービスを利用しましょう。 西区在宅介護者のつどい「あけぼの会」や、認知症カフェなども心の支えになる かもしれません。

徘徊が心配される時は、名前・連絡先を書いた衣類や靴・カードなど を身に着けるようにしましょう。

できれば、ご近所の親しい方や、ご本人がよく立ち寄る商店・郵便局・銀行などに

気がかりなことについて伝え、気に留めていただけるように

お願いしてみましょう。

認知症高齢者等SOSネットワーク 事前登録・相談先

- ☆地域包括支援センター(地域ケアプラザ)
- ※横浜市では地域包括支援センターは、地域ケアプラザ内に設置されています。

《開館時間》 平日·土曜日 9:00~18:00/日曜日·祝日 9:00~17:00 年末年始休館

名称	電話番号])&
浅間台地域ケアプラザ	045-311-7593 開館時間9:0	
藤棚地域ケアプラザ	045-253-0662	
宮崎地域ケアプラザ	045-261-6121	
戸部本町地域ケアプラザ	045-321-3300	

☆西区役所

西区役所 高齡・障害支援課	045-320-8410
高齢者支援担当	

行方不明時・発見時の連絡先

戸部警察署 生活安全課

住所:西区戸部本町50-6 電話:045-324-0110(代表)

西区

認知症高齢者等 SOS ネットワークのご案内

~誰もが安心して暮らせるまちへ~

このネットワークは認知症などの高齢者等が 行方不明になったときに、 できるだけ早く発見し、保護していくための仕組みです。







認知症高齢者等SOSネットワークについて

Q. どんなシステムですか?

事前登録制です

ご本人の顔写真付の登録書を事前に届け出ることによって 認知症などの高齢者が 行方不明になった時に事前にご登録いただいた情報によりできるだけ 早く発見し、保 護していくための仕組みです。



Q. 利用できる方は?

西区在住で、認知症などの症状により行方不明になる心配のある高齢者等です。

Q. 事前登録の受付・相談窓口は?

西区役所か区内の地域ケアプラザです。



- ①「認知症高齢者等SOSネットワーク登録申請書(兼見守りシール事業利用申請書)」 を区役所または区内の地域ケアプラザでお渡しします。
- ②ご記入いただいた「認知症高齢者等SOSネットワーク登録申請書(兼見守りシール事業利用申請書)」 を西区役所または区内の地域ケアプラザにご提出ください。
 - ※可能な限り、本人の特徴が分かる写真として、

【顔写真】【全身写真】の2枚を申請書の裏面に貼付してください。

Q. 行方不明になったときはどうしたらよいのでしょうか?

戸部警察署に

「行方不明認知症高齢者等SOSネットワーク協力依頼(兼解除)連絡票」を提出してください。※事前登録していることをお伝えくださいまたはお電話にて同内容をお伝えください。

戸部警察署

住所:西区戸部本町50-6

TEL:324-0110(代表番号です。「生活安全課へ」とお伝えくだい。)

Q. 事前登録しましたが、本人の状況が変わりました。

西区役所または区内の地域ケアプラザに

「認知症高齢者等SOSネットワーク登録内容変更・廃止届出書」を

変更箇所記載の上、提出してください。

認知症高齢者等SOSネットワークの流れ

事前登録

西区役所 または 地域ケアプラザに

「認知症高齢者等SOSネットワーク登録申請書(兼 見守りシール事業利用申請書)」を提出

持ち物

【顔写真】【全身写真】の2枚 緊急連絡先が分かるもの

※事前登録の情報は

西区役所・区内4か所の地域ケアプラザ・戸部警察署 でお預かりします。

行方不明から発見まで

《行方不明になったら》

戸部警察署に

「行方不明認知症高齢者等SOSネットワーク協力依頼(兼解除)連絡票」を提出

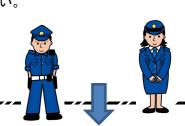


《手続き先》

《連絡先》

戸部警察署

住所:西区戸部本町50ー6 TEL:324ー0110 (代表) ※生活安全課へとお伝えくださ



※戸部警察署・西区役所・区内地域ケアプラザ・西消防署・郵便局等と

「認知症高齢者等SOSネットワーク申請書(兼 見守りシール事業利用申請書)の内容を共有します。

※市内・県内・県外(依頼先都市)捜索をご希望の場合、西区役所から横浜市健康福祉局 を通じて依頼します。

※警察からの連絡を受けられるようにしておいてください。

《発見されてご本人と判明したら》

関係機関・本人を見かけた方が交番・警察署へ連絡 警察署でご本人と事前登録書を照合し、ご本人と判明

※指定された場所へご本人を迎えに行ってください。

警察署から申請者 または緊急連絡先に ご連絡させていただきます。